

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 2 年 3 月まで

平成 20 年 1 月ごろ、社会保険事務所から国民年金保険料の納付状況の通知があり、初めて申立期間が未納の記録となっていることを知った。

加入当初は、私の国民年金保険料は集金人に夫の国民年金保険料と一緒に納付していたが、その後は、夫婦ともに口座振替に切り替えて保険料を納付していた。

加入以来、怠りなく国民年金保険料を納付しており、役所から督促を受けた記憶も無い。

夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、その夫も、同年 2 月以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫が所持する国民年金保険料領収書により、納付日が確認できる昭和 50 年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、ほぼ同一日に納付していることが確認できることから、申立人及びその夫は基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと推認されるとともに、申立期間は 6 か月と比較的短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料は納付されている上、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を納付済みであることを考慮すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年 12 月に出産のために勤務していた会社を退社した。その際、会社の事務担当者が「今後は国民年金に加入するとよい。」と教えてくれたので、37 年 1 月に A 郵便局に行き、国民年金の加入手続をし、保険料を納付した。

申立期間が未加入となっており納付できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行日、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の記号番号の払出時期から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 9 月 6 日に払い出されたことが推認され、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であることが確認できることから、申立人の当該国民年金への加入は、任意加入であったものと考えられる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳において、昭和 37 年 1 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者として加入したことを示す記載があること、及び申立人が所持する国民年金手帳において、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は同年 1 月 1 日と記載されていることから、申立期間は国民年金の強制加入被保険者期間として記録管理されている上、同手帳の昭和 37 年度の印紙検認記録において、同年 4 月から同年 9 月までの保険料は当該手帳の発行日である同年 9 月 6 日にさかのぼって納付されていることが確認できる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であることを考慮すると、申立人の当該

国民年金加入時期の昭和 37 年 9 月に、申立期間の国民年金保険料を過年度納付していたと考えることも不自然ではない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、上記の申立人に係る強制加入記録は、平成 8 年 11 月 28 日に昭和 37 年 4 月 1 日の任意加入記録に訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月
② 平成5年5月及び同年6月

私は、申立期間①はA市に住んでいたが、B市に住む母に国民年金の納付書を渡し、母が同市C区役所に国民年金保険料を納めていた。

また、申立期間②はB市で両親と同居していたが、この時も母に国民年金の納付書を渡し、母がC区役所に国民年金保険料を納めていた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が、厚生年金保険の被保険者資格を再取得する直前の期間であるが、申立人は、申立期間前の期間については、国民年金から厚生年金保険への切替手続を適切に行い、国民年金保険料も納付している上、申立期間①直前の平成4年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料について、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとされているにもかかわらず、A市の記録では未納とされており、行政側の記録に齟齬があるなど、行政側の納付記録の管理が適切に行われなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間②については、申立期間②直後の平成5年7月から7年7月までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が7年11月に追加で記録訂正されており、この際に申立期間②が未納とされたことが確認できること、及び当該期間について国民年金保険料が還付された記録が見当たらないことから、申立期間②を含む5年5月から7年7月までの期間については、記録訂正がされるまでは国民年金の未加入期間であり、申立人は保険料を納付できなかったと考えられる。

また、申立期間②については、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年10月から45年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和47年4月から53年3月まで
④ 昭和55年4月から62年7月まで

A市において昭和44年に夫が自営業を開業したが、開業後に現在の同市B区役所の嘱託集金員に勧められ夫が最初に国民年金に加入し、45年ごろに夫が私の国民年金への加入手続をして、申立期間の国民年金保険料は夫が自身の分と一緒に当方の事務所に来ていた集金人に納付していた。

また、集金人の勧めで、特例納付制度により過去の未納期間の国民年金保険料を昭和48年12月ごろに納付し未納期間が無い状態とした。

昭和62年8月に同市C区へ転居するまで欠かさず保険料は納付しており、未納期間及び申請免除期間があるのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は6か月と短期間であり、当該期間の前後の期間は国民年金保険料が納付されている上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫の当該期間は保険料が納付されていること、及び申立人の夫が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付しない特別な事情もうかがえないことを踏まえると、当該期間の国民年金保険料は納付されたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月及び同年7月に二度払い出されており、同年3月に払い出された当該記号番号は取り消

されていることが確認でき、この番号の払出時点では、当該期間の大部分は、特例納付によらなければ保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、「申立期間①の国民年金保険料は昭和48年12月ごろに過去の保険料未納分として数万円を集金人に納付した。」と供述しているが、昭和48年12月は特例納付の実施期間ではなく、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳にも特例納付の形跡は見当たらない上、特例納付に係る保険料収納は社会保険事務所で行われるべきものであるため、当該保険料を集金人に納付したとする供述と符合しない。

さらに、申立期間①、③及び④は合計190か月と長期間であるとともに、申立人の夫が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間③及び④については、上記の被保険者台帳によれば、申立人は申立人の夫の記録とほぼ同期間が未納又は免除となっているなど、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年11月1日から47年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を46年11月1日とし、同年11月から47年8月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から47年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和46年6月1日から50年1月25日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、雇用保険については昭和47年8月1日から、厚生年金保険については同年9月1日からの被保険者記録となっているものの、申立人が提出した給与支払報告書の「中途就・退職」の欄に「46年10月」と記入されていること及び同僚の供述から判断すると、申立人は、46年10月から同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、上記給与支払報告書の「社会保険料」の欄に記載された金額は、試算した結果、標準報酬月額3万6,000円に基づく昭和46年11月及び同年12月の2か月分の健康保険料及び厚生年金保険料と認められる。

さらに、上記同僚は、申立人が昭和47年1月から同年8月までの期間においても、勤務形態に変更は無かった旨を供述している。

一方、昭和46年6月から同年10月までの期間については、上記のとおり、

同年 10 月を除き、申立人が勤務していたことについての同僚等の有力な供述は得られず、また、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支払報告書の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く確認できないことから不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年8月21日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月21日から同年9月20日まで

昭和31年4月からA社に継続して勤務していたが、同社C支店に勤務した際の40年8月21日から同年9月20日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が提出した人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年8月21日にA社D支店E営業所から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における資格取得時である昭和40年9月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 21 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22 年 6 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで

平成 20 年 10 月 17 日付けの社会保険事務所長名の文書によれば、私が A 社 B 支店 C 事務所に入社したのは昭和 21 年 4 月 1 日であることが確認されているが、厚生年金保険の加入は取り消されており、加入期間として認められないとされている。

しかし、私は昭和 21 年 4 月 1 日に二人の同僚と一緒に入社し、退職した 24 年 6 月 30 日まで厚生年金保険料を控除されていたはずである。当該同僚も被保険者資格を取り消されており、所長ほか前職歴がある者は加入記録が継続している。この措置は間違っている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和 21 年 4 月 1 日に A 社 B 支店 C 事務所に入社し、24 年 6 月まで継続して勤務していたと供述しているところ、申立人の鮮明な記憶、申立人が提出した 22 年に同僚と撮影したとする写真及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたものと認められる。

また、申立人は、昭和 22 年 6 月に配置換えとなるまで、当該事業所の事務担当者としてすべての従業員について給与から厚生年金保険料を控除していたと供述しているところ、上記同僚は、「申立人は総務担当だった。

また、自身も厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述している。

一方、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 21 年 4 月 1 日と記録されているが、当該記録は、同日を被保険者資格取得日とする旨の届出が、届出年は確認できないものの 7 月 7 日に行われたことが確認できるところ、同時期に取得した同僚 5 人においても同様の処理がなされ、その後、上記全員の被保険者資格がそれぞれの取得日にさかのぼって取り消されていること、及び結果として申立人の申立期間に係る被保険者記録が無いことが確認できる。このことについて、社会保険事務所は、申立人に係る被保険者資格取消処理の理由及び時期は不明としており、社会保険事務所が当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、被保険者資格取得が取り消されている同僚 5 人のうちの一人を含む複数の同僚の旧厚生年金保険被保険者台帳には事実とは異なる記録が記載され、被保険者名簿及びオンライン記録との相違等不備が散見され、申立期間当時、社会保険事務所において適切な記録管理が行われていなかったものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人に係る被保険者資格取得の取消しは、有効な処理とは認められず、申立人の被保険者資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和 21 年 4 月 1 日であると認められ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 22 年 6 月 1 日に、申立人が被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、昭和 21 年 4 月から 22 年 5 月までの標準報酬月額については、訂正処理前の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間については、申立人及び複数の同僚の供述、並びに同年 6 月 12 日現在の当該事業所における青婦人部人名簿に氏名が記載されていることが確認できることから、申立人が当該事業所に継続して勤務（昭和 22 年 4 月 14 日に公布された関係法律により、同年 6 月 2 日に A 社から D 公団に改組）していたことは認められるものの、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは 22 年 6 月 1 日であることが確認できるとともに、D 公団 E 支団 F 支部が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が被保険者資格を取得している 23 年 8 月 1 日であり、当該期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する D 公団 E 支団 F 支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記憶している同僚のうち、同支部で

被保険者資格を取得している者の取得年月日は、いずれも申立人と同日の昭和 23 年 8 月 1 日であることが確認でき、申立人は当該事業所において給与計算や保険料控除を行っていたが、D 公団 E 支団 F 支部となった時点で仕事内容が変わったとしており、当該事業所が D 公団 E 支団 F 支部となった 22 年 6 月以降については、保険料控除に係る明確な記憶は無い。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間において、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 22 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成4年10月7日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月から同年8月までは20万円、同年9月は24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月30日から5年4月1日まで

私は、平成3年5月7日から7年3月1日までA社に勤務していたが、在職3年目ぐらいから同社の経営が悪くなり、給与の遅配が、度々あり、4年秋ごろ退職者からの通報で、申立期間について当該事業所が社会保険料を納めていないことが従業員に発覚し、後日、私は給与から控除されていた厚生年金保険料のみを返金してもらい、申立期間については国民年金に加入して保険料を納付した。

他の従業員も同じ取扱いで、会社に在籍しているにもかかわらず、一度退職したことになっており、健康保険証も返納していないのに、社会保険事務所が当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失届を受理したのかということも疑問である。

また、給与支給明細書を見ると、理由は分からないが、申立期間のうち平成4年10月から5年3月までの健康保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、A社に平成3年5月7日から7年2月10日まで継続して勤務していることが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保

除者資格の喪失日は、平成4年4月30日となっているが、当該処理は、同日から約6か月後の同年10月7日付けで行われ、かつ同日付けで同年8月1日に処理された標準報酬月額が取り消されていることが確認できるところ、多数の同僚についても同年10月7日付けで同様の処理が行われていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、当該事業所を管轄する社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険料の滞納状況を照会した結果、同社会保険事務所では、「滞納処分票は確認できず、滞納事実の確認はできない。」旨の回答をしているものの、申立人及び連絡が取れた同僚4人全員から「当時、会社の経営がうまく行っていないという理由から、従業員の社会保険料が払えないため、総務経理担当者から、国民年金への加入を勧められ、健康保険証も変わるという説明を受けた。」、「退職者から、会社が従業員の給与から控除した厚生年金保険料を納めていないことを知らされた。」、「国民年金保険料は納付したが、既に給与から控除されていた厚生年金保険料については返還されていない。」等の供述が得られたことを踏まえると、当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理を行った同年10月7日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の記録から、平成4年4月から同年8月までは20万円、同年9月は24万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月7日から5年4月1日までの期間については、申立人が所持する給与支給明細書により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月16日から46年5月1日までの期間及び46年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を45年11月16日に、資格喪失日に係る記録を46年7月1日に訂正し、45年11月から46年4月までの期間及び同年6月の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和45年11月から46年4月までの期間については明らかでないと認められ、同年6月については履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月25日から46年5月1日まで
② 昭和46年6月30日から同年8月ごろまで

私は、昭和45年9月にA社に入社し、B事業所から関東や関西地方まで商品を運送し、帰りは関西地方で別の商品を積み込み、C市内の店に配送する仕事をしていた。運送業務は二人一組で、6時間ごとに車の運転を替わっていた。

入社して2か月ぐらいは、仕事に慣れるまで小型車に乗務していたが、その後は長距離運送の勤務となり、昭和46年8月ごろ退職したが、勤務の始期と終期である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所の記録によれば、事業所の名称は特定できないものの、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる期間を含む昭和45年11月16日から46年6月30日までの期間に、申立人は雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる運転業務に従事していた複数の同僚は、「当時、運転業務に従事する者には、臨時職員の期間があり、2か月か3か月経ってから社会保険に加入した。」と供述しているところ、申立人は、入社したとする時点から2か月近くを経過した昭和45年11月16日に雇用保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと考えられる。

さらに、事業所からは、「当社では、雇用保険と健康保険及び厚生年金保険は通常一緒に加入手続を行っている。根拠となる資料は無いが、厚生年金保険料を申立人の給与から控除していると推定できる。」との回答が得られている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年11月16日から46年5月1日までの期間及び同年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和45年11月から46年4月までの期間及び同年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和45年11月16日から46年5月1日までの期間について、事業主は、「根拠となる資料は無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、昭和46年6月における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を同年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和45年9月25日から同年11月15日までの期間及び46年7月1日から同年8月ごろまでの期間については、当該事業所は、

「根拠となる資料は無いので、不明である。」と回答している上、申立人が長距離運送の勤務時に二人一組だったとして名前を挙げる同僚の所在は確認できず、また、上記の複数の同僚からも、厚生年金保険の適用に関する情報は得られず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、当該期間において申立人の雇用保険被保険者記録が確認できない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、当該期間における厚生年金保険料控除の事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 45 年 9 月 25 日から同年 11 月 15 日までの期間及び 46 年 7 月 1 日から同年 8 月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月28日から51年1月6日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社に昭和43年2月1日入社し、51年1月5日に退社したことは、退職金計算書、雇用保険の加入記録からも明らかであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録の離職日が昭和51年1月5日になっていること、及び申立人が所持する当該事業所に係る退職金計算書の退社年月日も同日になっていることから、申立人は当該事業所に同年1月5日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「年末の最終出勤日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として誤って届け出た可能性がある。申立期間当時の当該事業所の給与は15日締めで計算し当月28日払いであり、給与支払の都度、前月分の厚生年金保険料を控除していた。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50

年 11 月の社会保険事務所の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。定年退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人に係る社員名簿及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和29年5月20日にA社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の関係資料は保存されておらず不明としているが、厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の同僚28人について、申立人の資格喪失日（昭和29年5月20日）及び資格取得日（昭和29年6月1日）と同日付けとなっていることが確認でき、社会保険事務所が当該被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月5日から同年2月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に営業担当として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であり、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成17年1月分給料一覧表、勤務記録及び同事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成17年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格取得届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間は大学に在学中であったが、A 町（現在は、B 町）役場から、「学生であっても国民年金保険料を納付しなければならない。」とのことで、国民年金保険料の納付書が送付されてきた。

私の父が私の国民年金の加入手続をしてくれ、その際に、国民年金保険料の納付免除をお願いしたが、受け入れられず、それ以降、国民年金保険料を納付し続けた。

それにもかかわらず、私が大学院を卒業する前の 1 年間についての納付記録しか存在しないというのは不思議であり、おかしいと思う。申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の記録から、平成 3 年 4 月以降に払い出されていると推認できるところ、20 歳以上の学生が国民年金に強制的に加入しなければならなくなったのは、同年 4 月 1 日からであることから、申立期間は国民年金の任意加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の母親が、申立人に国民年金加入の案内書を送付されて来た直後に、国民年金保険料免除申請の書類を作成したことを記憶していると供述しているが、申立期間は国民年金の任意加入期間であるため、国民年金保険料の免除申請を行ったとは考え難い上、申立人が提出した申立人の母親の家計簿の記録から、申立人の母親が申立人の国民年金保険料の免除申請を行うため A 町役場に行ったのは、平成 3 年 6 月 25 日であったことが確認でき、申立人の母親は申立人の保険料の免除申請は一度しかしていないと供述していることを

踏まえると、申立人に国民年金加入の案内書を送付されて来た時期は、同年6月の直前であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格取得日が平成3年4月1日である旨の記載が確認できる上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から11年2月まで
平成7年3月ごろ、それまで勤めていた会社を退職したため、A市役所で国民年金の再加入手続を行い、その際、年金手帳を受け取り、同時に国民年金保険料の納付免除申請を行った。
申立期間について、社会保険事務所に納付記録の調査を依頼したが、回答に4か月以上かかったものの、納付記録は訂正されなかった。
申立期間については、継続して国民年金保険料の納付免除を申請していたので、改めて調査し、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「今は手元に無いが、以前所持していた国民年金保険料免除通知書は1枚のみであった。」と供述しているところ、申立人の納付記録には、申立期間以外にも国民年金保険料の納付免除期間があることから、当該通知書に記載された期間を特定することはできず、申立人の主張を裏付けるものとは認めにくい。

また、申立人は、「平成7年3月ごろ、それまで勤務していた会社を退職して、すぐに国民年金の再加入手続を行い、同時に国民年金保険料の免除申請をし、それ以降、保険料の免除申請を毎年度行った。」と主張しているが、4年に及ぶ申立期間について、免除申請を行ったことを裏付ける関連資料が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料免除を申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人が平成7年3月11日に国民年金被保険者資格を再取得した記録が、10年8月12日に追加されていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間、45 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
⑤ 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私の国民年金保険料の納付記録を確認すると、20 歳に到達し、国民年金被保険者資格を取得した昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月までの申立期間①が未納となっているほか、昭和 40 年度には納付となっているものの、申立期間②から④までの期間のように 1 年おきに未納の記録となっており、2 か月か 3 か月の未納なら納得できるが、1 年間を通じて未納というのは不自然であり納得できない。

また、申立期間⑤は申請免除の記録となっているが、昭和 46 年度に申請免除を申し出た記憶は無く、国民年金保険料を納付したと記憶している。

国民年金への加入手続は父が行い、国民年金保険料についても父が集金人に納付していたと思う。

なお、結婚してからの国民年金保険料は、妻が集金人に納付した。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 4 月 1 日に養子先の名字で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する昭和 40 年 7 月に再交付された 2 冊目の国

民年金手帳の検認記録欄において、昭和 40 年度の国民年金保険料は納付済みの検認印が押されているが、39 年度については空欄のままとなっているのが確認できる。

また、申立人が所持する 3 冊目の国民年金手帳の検認記録において、申立期間②直後の昭和 42 年度及び申立期間③直後の 44 年度の国民年金保険料の納付は検認印により確認できるが、当該手帳において、申立期間②、③及び④の検認の押印は無い上、申立期間⑤については、申請免除期間であることを示す「申免」の押印が認められる。このことは、A 市役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び納付記録並びに社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳と一致している。

さらに、申立人は、昭和 43 年 4 月に結婚した後の国民年金保険料は妻が納付していたと供述しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は 47 年 3 月に払い出されていることが確認でき、同年 4 月以降の申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録が一致していることを考慮すると、申立人の妻は、当該時期から申立人の国民年金保険料を自身の保険料とともに納付し始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金への加入手続並びに申立期間①及び②の保険料の納付をしていたとする実父及び養母は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況は不明であり、申立期間③から⑤の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻においても、当該期間に係る保険料の納付に関する記憶は明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1586 (事案 944 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月までの期間、55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、58 年 1 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間に係る納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

このため、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を求めたところ、昭和 60 年 10 月についてのみは納付記録の訂正が必要であると認められたものの、申立期間①から④については、夫婦の国民年金保険料の納付方法が同一であり、市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録において夫婦共に納付記録が確認できないこと、及び夫婦において納付を確認できる関係資料が無いことなどを理由に納付記録の訂正は認められなかった。

昭和 49 年から自営業を妻と一緒に始め、以後の国民年金保険料は、A 銀行か B 銀行あるいは C 銀行（現在は、D 銀行）に妻が出向き夫婦二人分の国民年金保険料を納付したことを確信しており、納付記録の訂正が認められないことは納得できない。

再調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしいことから再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人夫婦の国民年金保険料は同一の納付方法をとっていたと推認でき、E 市役所及び F 市役所が保管する国民年金被保険者名

簿の記録において、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料はいずれも未納とされている上、申立人夫婦において申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 30 日付けで納付記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を A 銀行か B 銀行あるいは C 銀行に出向き納付しており、妻の性格上、保険料を納付しないことはなく、市役所や社会保険事務所から督促状が来たことはないと主張するが、申立人夫婦の供述において当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1587 (事案 945 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月までの期間、55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間、58 年 1 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に係る記録が確認できなかったとの回答をもらった。

このため、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を求めたところ、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの期間については納付記録の訂正が必要であると認められたものの、申立期間①から④については、夫婦の国民年金保険料納付方法が同一であり、市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録において夫婦共に納付記録が確認できないこと、及び夫婦において納付を確認できる関係資料が無いことなどを理由に納付記録の訂正は認められなかった。

昭和 49 年から自営業を夫と一緒に始め、以後の国民年金保険料は、A 銀行か B 銀行あるいは C 銀行 (現在は、D 銀行) に私が出向き夫婦二人分の国民年金保険料を納付したことを確信しており、納付記録の訂正が認められないことには納得できない。

再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしいことから再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人夫婦の国民年金保険料は同一の納付方法を

とっていたと推認でき、E市役所及びF市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録において、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料はいずれも未納とされている上、申立人夫婦において申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月30日付けで納付記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料をA銀行かB銀行あるいはC銀行に出向き納付しており、申立人の性格上、保険料を納付しないことはなく、市役所や社会保険事務所から督促状が来たことはないと主張するが、申立人夫婦の供述において当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 2 年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 2 年 8 月まで

私は、昭和 63 年に、25 年間勤めた会社を退職して自営業を始めたが、生活が苦しく国民年金保険料を支払える状態ではなかったが、A 市 B 区 C 地区にある D 社会保険事務所から電話をもらったので同社会保険事務所へ出向き、窓口担当者に相談すると、納得してくれて「いいですよ」と言われ、後は免除されたので大丈夫とのことで安心していった。

ところが、60 歳で年金手続きをしたときに、2 年半ぐらいの未納期間があることを知った。

申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が当初勤務した E 社の厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月時点で、国民年金手帳記号番号が統合された記録が見当たらないこと、及び申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が確認できないこと、並びに申立人の 2 年 9 月から 10 年 4 月までの厚生年金保険被保険者期間の記録が同年 6 月 10 日に追加訂正されていることから、申立人の国民年金への加入手続は、基礎年金番号導入後の同年 5 月に行われたものと推認される。

また、申立人は、申立人と同時に申立人の妻も国民年金保険料の申請免除をしたと供述しているところ、A 市 B 区の国民年金被保険者名簿では、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を免除されていた形跡は見当たらない上、平成 8 年 5 月 28 日に、申立人の妻の昭和 63 年 2 月 21 日及び平成 2 年 9 月 17 日の種別変更並びに国民年金第 3 号被保険者特例届出が行われていることから、申立期間当時、申立期間の国民年金保険料の申請免除が行われていたとは考え難

い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続、加入時期、加入場所及び申請免除手続についての記憶は明確でないことから、申立人は、平成 10 年に行った国民年金保険料の申請免除を、申立期間の国民年金保険料を申請免除したと誤認していると考えるのが自然である。

加えて、申立人及びその妻が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立人及びその妻の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 2 年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 2 年 8 月まで
私の夫が昭和 63 年に会社を退職して自営業を始めたので、夫が私の国民年金の種別変更をして、保険料の申請免除の手続もしてくれた。
申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所に保管されている申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日の国民年金第 3 号被保険者制度発足時に国民年金被保険者資格を取得しているとともに、63 年 2 月 21 日に申立人の夫が厚生年金被保険者資格を喪失したことに伴い、同年 5 月 19 日に、国民年金第 1 号被保険者への種別変更の勸奨状が発送されていることが確認できる上、平成 8 年 5 月 28 日に、昭和 63 年 2 月 21 日及び平成 2 年 9 月 17 日の種別変更並びに 2 年 9 月から 6 年 3 月までの国民年金第 3 号被保険者特例届出が同時に行われていることが確認できることから、申立期間当時、申立期間の国民年金保険料の申請免除が行われていたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の種別変更及び申請免除手続を行ったとする申立人の夫の国民年金の加入手続、加入時期、加入場所及び申請免除手続についての記憶は明確でないことから、申立人は、平成 10 年に行った国民年金保険料の申請免除を、申立期間の国民年金保険料を申請免除したと誤認していると考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその夫が申立期間について国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、ほかに申立人及びその夫の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から5年11月まで

私は、平成4年1月に結婚し入籍したが、それまで国民年金保険料を納めていなかったため、主人がA市B区役所年金係で、2年間さかのぼって納付書を作成してもらい、2年1月からの過年度保険料と4年1月からの現年度保険料を納めていたが、この期間の国民年金保険料が未納になっている。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月ごろにC県D市及び平成7年12月ごろにA市E区で払い出されていることが確認できるものの、D市で払い出された国民年金手帳記号番号の納付記録では、平成元年4月から両番号が統合される20年3月27日までの国民年金保険料は未納であり、申立人は、A市E区で新たに払い出された国民年金手帳記号番号により、5年12月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、A市E区で国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年12月時点においては、申立期間のうち2年1月から5年10月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間直後の5年12月から8年3月までの国民年金保険料が、それぞれ当該月が時効となる直前の月に過年度納付されるとともに、申立期間直後の5年12月の国民年金保険料が、8年1月24日に最初に過年度納付されていることが確認できることから、5年11月の国民年金保険料についても時効により国民年金保険料を納付することができなかつたと推認される。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、婚

姻後の平成4年1月から2年間、一月に2か月分の国民年金保険料を過年度納付していたと供述しているが、社会保険庁の記録では、一月に2か月分の保険料を納付している2年間は、10年5月から12年5月までの期間以外は確認できないことから、申立人の夫が国民年金保険料を納付した時期を誤認している可能性も否定できない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫の記憶は明確では無い上、申立人及びその夫が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から42年3月まで

私は、近所の友人に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は行政機関から委託された集金人が毎月1回自宅に集金に来ていた。申立期間当時は、国民年金手帳は発行されておらず、現金と引き替えに領収書を受け取っていた。

生活を切り詰めて納付してきた申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳により、申立人は昭和42年にA市B区で国民年金手帳記号番号が払い出されていること、及び同年4月から国民年金の任意加入資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間とされ、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、申立期間は任意加入期間であるため、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から平成 19 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から平成 19 年 6 月まで

昭和 58 年から 60 年ごろに夫と離婚し、生活が困窮していたため、国民年金のことなど気にしていなかったが、A 市 B 区役所から国民年金保険料の免除を促す書類が届いたことから、免除を希望する旨の返事を出した。

その後、何度か A 市内を転居したが、A 市からは何ら連絡がなかったので、ずっと免除は継続していると思っていた。

自分の年金について調べたところ、国民年金保険料を免除されていないことが分かった。申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入は、平成 20 年 7 月に A 市 C 区で行われており、それ以前に申立人が国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立期間は 24 年と長期間であるとともに、申請免除は毎年申請する必要があるにもかかわらず、申立人は申立期間当初の 1 回しか申請免除手続を行ったことはないと供述していることから、申立期間について申立人が適切に申請免除を行ったとは考え難い。

さらに、申立人が申請免除を行ったことを裏付ける関連資料（日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料の免除を受けていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、国民年金保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 60 年 9 月ごろに A 市 B 区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は妻が納付していたので、未納とされていることに納得できない。

なお、昭和 60 年 9 月から納付済みの記録がある 7 か月分の国民年金保険料は雇用保険の手当で納付しており、61 年 4 月から 1 年間は職業訓練校に行っており当該訓練手当で申立期間の国民年金保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 60 年 9 月ごろ国民年金へ加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、62 年 1 月 23 日に申立人の妻と連番で払い出されていることが推認でき、A 市 B 区役所が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿に「資格得・申 61. 11. 28」の記載が確認できる上、社会保険庁のオンライン記録から、その妻の 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料の免除については、61 年 11 月 28 日に申請され 62 年 2 月 4 日に処理されたことが確認できることから、申立人及びその妻は、この時期に国民年金の加入手続を行っているものと考えられる。

また、申立人は、申立期間直前の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を雇用保険の手当で現年度納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、当該期間の保険料は 62 年 10 月 13 日に一括して過年度納付されていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、当該保険料を納付した当時の記憶が明確でなく、申立期間の保険料を訓練手当で納付したとすること以外に具体的な納付状況について供述を得ることはできず、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から同年11月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から同年 11 月まで

平成 19 年に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は還付されているとの回答をもらった。

しかし、昭和 58 年 7 月 29 日に国民年金被保険者資格の喪失申出を行った記憶は無く、国民年金保険料の還付金を受け取った記憶も無いため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳により、申立期間の国民年金保険料が納付されたことは確認できるものの、当該特殊台帳及びA町役場が保管する国民年金被保険者名簿には、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格喪失年月日が昭和 58 年 7 月 29 日と記載されており、当該資格喪失日以降の国民年金への任意加入記録は記載されていないなど、申立人が申立期間当時に国民年金に任意加入していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料が 59 年 2 月 15 日に還付金として支払われていることについて不合理な点は見られない。

また、申立期間の国民年金保険料の還付処理は、上記の特殊台帳及び管轄社会保険事務所が保管する国民年金還付整理簿において、還付期間、還付金額及び還付金支払年月日の記載が確認でき、当該記載内容に不自然な点は見られないなど、申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年9月まで

私は、平成7年3月21日に会社を退職した後、同年3月末か同年4月初めごろ、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、同市役所から郵送された納付書により毎月、B銀行（現在は、C銀行）D支店又は郵便局を通じ納付していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い、昭和59年4月6日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、平成7年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の申立期間に国民年金被保険者資格を再取得している形跡が見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、戸籍の附票により、申立人は申立期間にA市に居住していることが確認できるが、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿（電子記録）に申立人の名前は見当たらない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額に関する記憶が明確でないなど、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から8年9月まで

私がA市内の大学に在学中に、時期の記憶は明確でないものの、B市C区役所からB市内の自宅に国民年金保険料の納付書が届くようになった。平成3年4月から学生も国民年金へ強制加入となったが、学生のために、国民年金保険料の納付ができないでいた。

しかしながら、国民年金保険料の未納を継続してはいけないと思い、大学生活の後半以降に、1回だけ自分で納付できる金額を父に預けて国民年金保険料を納付してもらったのに、申立期間の国民年金保険料を納付した記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、当該年金手帳は平成4年9月25日に発行されていることが確認でき、当該年金手帳に記録されている国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を依頼したとする申立人の父親は、申立人の国民年金加入時期及び保険料の納付時期に関する記憶が明確でない上、申立人も、大学生生活後半の平成4年度又は5年度以降、厚生年金保険の被保険資格を取得する平成8年10月までの期間において、国民年金保険料を申立人の父親に預けた時期に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間のうち、申立人の父親が年金手帳が発行された平成4年9月以降の平成4年度又は5年度のいずれかの年度に国民年金保険料を納付した場合に必要な金額は、申立人及びその父親が申立期間の保険料として納付したと主張する金額と大きく相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 63 年 7 月までの期間及び 63 年 9 月から平成元年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 63 年 7 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成元年 8 月まで

申立期間①については、私の母が、昭和 63 年 7 月に私の国民年金加入手続を A 町役場で行い、母の郵便貯金を解約し、私の国民年金保険料をまとめて同町役場に納付した。

なお、その時には、既に時効のため昭和 61 年 6 月及び同年 7 月分の国民年金保険料を納付することができなかった。

申立期間②については、同町役場又は郵便局等の金融機関で納付書に現金を添えて、自分で 1 か月分ずつ納付した。

申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号の払出時期から見て、平成 2 年 4 月以降に社会保険事務所で払い出されていることが推認され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点において、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立期間②の国民年金保険料を A 町役場に現年度納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母親が、当該期間の保険料として郵便貯金を解約して納付したと主張しているが、母親の貯金を解約した時期及び納付時期は明確でない上、社会保険庁の記録から、申立人は、平成 3 年 5 月から 5 年

3月までの期間を過年度納付していることが確認でき、この保険料は申立人の母親が申立期間の保険料を納付したとする金額と近い金額であることから、申立人及びその母親がこの過年度納付を申立期間の保険料を納付したものと認識している可能性も否定できない。

さらに、申立人又はその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から36年4月1日まで

申立期間においては、A社（個人経営）の事業主であった。支払いを必要とするものはすべて滞りなく支払っており、年金保険料も例外ではない。この方針を一貫してきたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に5年間も空白があることには納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、A社で厚生年金保険に加入していなければ、両親が経営していたB社で加入していた可能性が考えられる。また、実妹が経営し、同社の事業を承継して現存しているC社で加入していたか、A社が加盟していた健康保険組合の年金制度に加入していたか、又は国民年金に加入していたかもしれないので、可能なかぎり調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和34年11月1日から37年10月1日までの期間において被保険者記録を有する同僚が、自身の在籍期間のすべてにおいて申立人が事業主であったことを記憶しており、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主の欄に申立人の名前が記載されていることから判断すると、少なくとも34年11月1日から申立期間の終期である36年4月1日までの期間において、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば、昭和34年11月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、申立期間初日の31年2月1日から34年11月1日の前日までの期間において厚生年金保険の適用事業所

としての記録は確認できない。

また、昭和 34 年 11 月 1 日から A 社が D 社として設立登記される 35 年 10 月 21 日までの期間においては、同事業所は個人経営の事業所であることから、事業主である申立人は、同事業所においては、制度上、厚生年金保険の被保険者となることができないところ、申立人も、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に加盟した E 健康保険組合の事務を取り扱っていた F 組合から、「個人経営の事業所の事業主は、厚生年金保険の被保険者となることはできない。」との説明を受け、自身が厚生年金保険に加入できないことを認識していたと供述している。

さらに、A 社が D 社として設立登記される昭和 35 年 10 月 21 日から申立期間の終期である 36 年 4 月 1 日までの期間においては、事業主であった申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得することが可能であったが、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、及び社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、同僚から聴取しても、申立人の厚生年金保険料控除についての供述は得られない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 一方、申立人は、申立期間において、申立人の実父が B 社における厚生年金保険の被保険者であった可能性がある旨申し立てているが、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は申立期間初日である昭和 31 年 2 月 1 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 1 日までの 1 か月間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、その後の申立期間においても、同社の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は、B 会社を承継し、申立人の実父及び申立人の実妹が取締役として登記されている C 社における厚生年金保険の被保険者であった可能性がある旨を申し立てているが、同社は、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、申立人は、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に加盟した E 健康保険組合における厚生年金保険の被保険者であった可能性がある旨を申し立てているが、同健康保険組合は、「当組合は飽くまでも

医療保険に係る保険者であることから、傘下事業所の事業主等を対象とした厚生年金保険に関わる事務を取り扱っていたとは考えづらく、また、取り扱っていたと仮定しても申立期間における記録は保存されていない。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間において、国民年金に加入していた可能性がある旨を申し立てているが、同制度は、申立期間終期の昭和 36 年 4 月 1 日に施行されている。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで A 病院に勤務していたにもかかわらず、同年 3 月 30 日で退職した扱いになっており、同年 3 月が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、平成 6 年 3 月 31 日に A 病院における厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、雇用保険の記録においても、申立人の同病院における離職日は同年 3 月 30 日と記録されており、当該記録は、社会保険庁の記録と符合する。

また、申立人は、平成 6 年 3 月 28 日から同年 3 月 31 日までの期間は、振替休暇及び有給休暇を使用して勤務を終えたので、離職日は同年 3 月 31 日であると申し立てているが、A 病院は、「当該期間に係る勤務状況を管理するために作成された勤務表、出勤簿及び給与台帳は、保存期限が過ぎているため焼却しており、申立人が休暇を使用して勤務を終えたか否かについては不明であり、併せて、退職時に 1 か月分の厚生年金保険料を控除していたのか、2 か月分をまとめて控除していたのかについても不明であるものの、保管している『退職台帳』では、申立人の退職年月日は平成 6 年 3 月 30 日で記録されている。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録において、A 病院における平成 6 年 3 月中の退職者 67 人のうち、申立人と同日に被保険者資格を喪失している者が 58 人確認

できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚4人のうちの一人、及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同日に被保険者資格を喪失したと記録されている11人のうちの3人の合計4人から聴取したところ、申立人が名前を挙げた同僚一人を含む二人から、「多くの人が平成6年3月31日に被保険者資格を喪失していることが分かったので、同年3月の給与から同月分の厚生年金保険料は控除されていなかったと感じた。」、「平成6年3月分の保険料について納付するか否かについてどこからか問い合わせを受けたことがあるので、病院では同月分の厚生年金保険料を控除していなかったと思った。」との供述が得られている。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 33 年 5 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間を照会したところ、A社に勤務していたときの記録が脱退手当金支給済みとされていることが分かった。

夫が社会保険事務所の職員であるという同僚が代理で請求してくれるということで、会社を辞めることに伴う保険関係と思われる手続を依頼したことは憶^{おぼ}えているが、その後、何の連絡も無く、お金も受け取ることは無かった。

自分は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間の脱退手当金支給済みの記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給対象月数及び支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 22 日後の昭和 33 年 6 月 12 日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金支給日と同年に脱退手当金を受給している同僚の供述などを踏まえると、退職時に事業所は脱退手当金制度について説明を行っていたものと認められるほか、申立人は、自ら脱退手当金の裁定請求と推測される手続を依頼したことを認めている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年夏から 31 年夏まで
② 昭和 37 年夏から同年冬まで

申立期間①（A社）については、会社の社長が義兄の友人であったので、義兄の紹介で、幹部候補社員として入社し、勤務していた。

給与は月末締め翌月 5 日払いで、義兄が私の給与を受け取り、私はその中から必要な金額を受け取っていた。

給与明細書は見たことがないが、厚生年金保険料を控除されていたということは義兄から聞いて知っており、健康保険証を使って病院に行ったことがある。

申立期間②（B社かC社）については、友人の紹介で入社し、給与は月末締め翌月 5 日払いで、自分で受け取っていた。

給与明細書を見たことがあり、健康保険料及び厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、健康保険証を持っていた記憶もある。

先に入社していた友人は、厚生年金保険の加入記録がある。

両申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が義兄の紹介でA社に入社したこと、仕事内容及び給与支払日等を記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡により供述を得ることができない上、申立人が同事業所に入社したとする昭和30年夏に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、当該被保険者名簿において申立期間当時に当該事業所に勤務していたことが確認でき、供述が得られた二人の同僚によると、一人は「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しており、他の一人は「自分は元々、当該事業所の下請をしていたが、当時の社長から厚生年金保険の加入を勧められたので加入したのであり、他のことは分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が記憶している社長の名前は、当時、B社の下請をしていたC社の事業主の名前であることが確認できること、及び申立人が同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が一緒に坑外作業をしていたとして名前を挙げた同僚の当該事業所における被保険者記録は確認できない上、申立人と同時期に同事業所の坑内において勤務しており被保険者記録が確認でき、連絡が取れた他の同僚3人は、「坑外で、トラックに石炭などを積み込む作業があったことは憶えているが、申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、「坑内作業をしていた従業員については、事故があると困るので、厚生年金保険に加入していたと思うが、坑外作業の従業員は加入していなかったようだ。」などと供述していることから、当該事業所ではすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険

の適用事業所に該当しなくなっていること、法人登記において当該事業所の存在が確認できない上、事業主がすべてを任せていたとする当時の事務担当者は既に死亡しており供述を得ることができないことなどから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月から27年6月1日まで
社会保険庁から送られてきた「ねんきん特別便」により厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無かった。

当時の申立事業所の社長及び一緒に働いた同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び当該被保険者名簿により厚生年金保険被保険者として名前が確認でき、かつ連絡が取れた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に申立期間において勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人が申立期間において勤務していたとする当該事業所は、社会保険事務所の記録では、昭和27年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所としての記録は確認できない上、当該被保険者名簿により、申立人は、同日に当該事業所において被保険者資格を取得しているほか、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、同日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、当時、

当該事業所において申立人と同じ昭和 27 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私が入社した昭和 24 年 4 月ごろには申立人は既に勤務しており、私と同じ業務に従事していたことを記憶しているが、私も入社した当時は同事業所では厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から34年1月1日まで
A社に昭和28年1月から正社員として入社し、現場担当課に所属して、33年12月まで勤務したが、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する同僚と写った2枚の記念写真及び申立人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立人は、「所属は現場担当課であったが、業務内容は事務職ではなく、商品の荷受け、引き取り、仕分け、陳列及び運送等の現場での深夜業務であった。」と供述しているところ、当該事業所の管理職であったとする元社員や複数の同僚は、いずれも申立人の名前に記憶は無く、「深夜業務に就いていた者は臨時雇いだったので、厚生年金保険に入っていなかったかもしれない。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、複数の同僚調査においても、申立人の厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る被保険者記録は確認することができない上、健康保険の番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える難

い。

加えて、法務局が保管する商業登記の閉鎖登記簿謄本によれば、A社は昭和36年12月20日に清算終了となっており、当時の貸金台帳等の関連資料も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険記録照会を行ったところ、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を得た。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びA社における複数の同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所が保管するA社の申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できず、また、法務局が保管する法人登記の閉鎖登記簿によれば、同社は既に閉鎖しており、当時の事業主も、「会社を廃業した後は、賃金台帳等の資料は全て廃棄処分した。」と供述しており、当時の関連資料は無く、当時の事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、社員の一人は、「A社は経営難で、社会保険の手続をしなかった場合もあったかもしれない。」と供述しており、申立人は、「A社から健康保険証をもらった記憶は無い。」と供述している。

さらに、複数の同僚等に照会したが、申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られない。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 48 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日後に適用事業所としての記録は確認できないとともに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申

立人の被保険者記録は確認できない上、被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 23 日から 59 年 5 月 26 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間の確認をしたところ、A社に勤務していた期間の記録が無いとの回答であった。勤務していたことには間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び申立人が記憶する当該事業所の役員であった同僚は、「申立期間当時、当該事業所に 18 人から 20 人が勤務していた。」旨供述しているが、厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる被保険者は社長及びその親族並びに当該事業所の役員の合計 6 人であることから、当該事業所においては、申立期間当時、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 1 月 1 日以降の社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、昭和 56 年 10 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、関連資料は無い上、事業主とは連絡が取れず、供述を得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 41 年 4 月まで
公共職業安定所の紹介で、A市B区のC社の取引先であるD社に入社し、寮に居住しながら、業務に従事していた。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な供述から、期間の特定はできないものの、申立人がD社に勤務していたことはうかがえるが、申立人と同時期に寮に居住しながら、同社に勤務した複数の同僚は、いずれも「申立人について記憶していない。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書においても申立人の記録を確認できない。

さらに、同僚から、「臨時工として入社し、社員となる以前の臨時工の期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」との供述が得られ、当該事業所に照会したところ、「当時は、臨時工や季節工に社会保険を適用していなかった可能性もある。」と回答していることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、D社では、上記書類以外の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は

無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 4 年 3 月 31 日まで A 事務所（現在は、B 事務所）に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、同年 3 月の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人の A 事務所における離職日は平成 4 年 3 月 31 日になっており、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び源泉徴収兼賃金台帳により、申立人の被保険者資格喪失日は平成 4 年 3 月 31 日とされている上、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所では、「退職日は月末の前日にすることを申立人に説明しており、申立人以外の退職者も同様の取扱いである。」と回答している上、社会保険庁のオンライン記録（被保険者縦覧照会回答票）により、申立期間以外の時期において退職した複数の従業員についても月末で被保険者資格を喪失している記録となっていることが確認できることから判断すると、同事業所においては、勤務の実態にかかわらず、月末をもって厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする取扱いを行っていたことがうかがわれる。

さらに、厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は明確でなく、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間に

おける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から32年11月30日まで
昭和30年2月から36年9月までA社B礦業所に坑内員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では申立期間のみ坑外員となっている。
申立期間当時、労災事故で入院していたことがあり、会社が勝手に坑外員にしたかもしれない。申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した「被保険者台帳」には、申立人の厚生年金保険の被保険者種別は、昭和30年2月24日に第3種被保険者、31年12月10日に第1種被保険者、32年12月9日に第3種被保険者と記載されていることが確認でき、これは社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録と一致している。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び年金事務担当者は既に死亡していることから供述を得ることができない上、申立人が名前を挙げた3人の同僚からも、申立期間においても申立人が坑内員として勤務していたことの供述は得られず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間において厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が落盤事故により入院していたと主張する期間と申立期間との関係については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険第3種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 9 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答である。同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにB社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立期間に同資格を再取得していることは確認できない。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人の当該事業所の離職日は昭和 57 年 9 月 30 日となっており、社会保険事務所の記録（厚生年金保険被保険者資格喪失日は離職日の翌日）と一致している。

さらに、申立人が名前を挙げる同僚は既に死亡しており供述が得られない上、B社は、上記の被保険者台帳及び被保険者資格喪失確認通知書以外の関連書類を保存していないと回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月から 34 年 8 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和 32 年 8 月から 34 年 8 月まで勤務したA社（現在は、B社）における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主（申立期間当時の事業主の子息）及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げる同僚は、「申立人と一緒に働いていた。私はアルバイトのような形で働いていたと思っており、厚生年金保険に加入していないことについては納得している。」と供述するとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人については承知しているが、申立人はアルバイト的な立場だったかもしれない。そうであれば、厚生年金保険に加入していなかったかもしれない。」と供述しており、当該事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 33 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち、32 年 8 月から同年 12 月までの期間については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないとともに、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 33 年 1 月 1 日以降の当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、同年 1 月から 34 年 8 月までの期間における健康

保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月から28年8まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和28年の大洪水で被災するまで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚3人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間のいずれかの時期に同事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していた職員は、「当該事業所では、従業員の入社退社が激しく、常に人手不足だったので、一度退職しても声をかけて入社させることがよくあった。最初に採用した時はすぐに社会保険に加入させていたが、二度目の入社の際は2か月か3か月間の試用期間があり、また、現場監督者の意見を聞いて厚生年金保険に加入させないこともあった。このため、厚生年金保険に加入せずに辞めた人もいる。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社では、「当時の事業主は既に亡くなっており、当時の関係資料も保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、申立人が昭和28年の大洪水による被災後に退職した際に同事業所に勤務していたとして名前を挙げる同僚は、「申立人は私の後に入社した。申立人の退職時期は分からないが、私は、昭和28年の大洪水の1年前の27年7月に退職し

た。」と供述しており、当該被保険者名簿により、当該同僚の被保険者資格喪失日が 27 年 7 月 1 日であることが確認できるとともに、当該被保険者名簿の申立期間においてのみ被保険者記録が確認できる同僚のうち連絡が取れた 9 人は、いずれも「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和 26 年 8 月 25 日となっているとともに、同被保険者名簿の備考欄には、健康保険証が返納されたことを示す「返納」の文字が記されており、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 12 日から 41 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所の記録では、私が申立期間中に勤務していたA社における厚生年金保険被保険者記録が無い。確かに在籍していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間の一部を含む昭和 38 年 9 月 6 日から 40 年 9 月 15 日までの期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、当該事業所の名称及び類似事業所の名称等で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人が記憶する事業主及び同僚全員について、個人の特定ができず供述が得られない上、当該事業所の所在地を管轄する法務局によれば、同事業所に係る登記関係書類は 20 年の保存期間の満了により廃棄されており、取締役等役員についての情報を得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 16 日から 44 年 11 月 17 日まで
② 昭和 44 年 11 月 20 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 4 月 16 日から同年 9 月 15 日まで
⑤ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 3 月 21 日まで
⑥ 昭和 50 年 7 月 17 日から 51 年 7 月 26 日まで

高校を卒業してからA社を退職するまで、6か所の事業所で勤務した分の厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、A社を退職後に、すべての被保険者期間について脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

私は、脱退手当金の制度については全く知らず、A社の退職時もお産等で大変だったため、脱退手当金の請求手続きをした記憶も無く、事業所から受給に関する説明を受けた憶えもないので、申立期間の脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は支給決定されている以前に申立人が勤務していた異なる事業所における6回の厚生年金保険被保険者期間すべてについて支給の対象となっている上、6回の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 52 年 2 月 2 日に支給決定されているなど、一

連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、平成 17 年まで厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から23年2月1日まで
② 昭和24年9月1日から25年1月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。

申立期間①については、A社B支店又はC社に勤務していた期間であり、また、申立期間②については、D社で勤務していた期間である。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出したA社B支店からの依願解雇通知により、申立人が昭和22年8月30日まで同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間について、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所は、昭和22年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連資料が得られず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実が確認できない上、連絡が取れた複数の同僚から、「終戦後に帰国して、A社から同社支店又はその関連企業に職場を紹介されて継続して勤務していたにもかかわらず、帰国直後の

期間に厚生年金保険の被保険者記録が無い期間がある。」旨の供述が得られている。

さらに、A社は昭和22年11月30日に解散し、当時の事業主の所在も不明であることから、同社の解散前後の状況につき供述を得ることができない。

加えて、上記の依願解雇通知の送付先であるC社については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、連絡先が判明した当該事業所の従業員から当時の状況について聴取したが、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和23年2月1日に当該事業所に係る被保険者資格を取得、24年9月1日に同資格を喪失した後、25年1月1日に同資格を再取得し、同年4月1日に同資格を再喪失していることが確認できる上、当該期間前後の期間の当該事業所に係る健康保険の整理番号は相違していることが確認できる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明であり供述を得ることができず、関連資料が無い上、連絡先が判明した同僚は高齢等のため供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
② 昭和20年10月31日から21年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた両申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したC健康保険組合交付の「表彰状」から判断すると、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和19年6月1日、喪失日は20年10月31日、再取得日は21年5月1日となっており、両申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人が記載されている前後に記載されている17人について、その被保険者記録を確認した結果、いずれも、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得しており、うち15人は、20年3月から同年10月までの間に資格喪失していることが確認でき、このうち7人は、申立人と同日の同年10月31日に資格喪失しており、その後、当該事業所における被保険者資格を再取得している者が3人確認できる。

さらに、B社では、「申立人に係る関係資料等は、昭和36年9月1日の資格喪失に係る届出以外は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と

回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、両申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 22 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、職業訓練校からの紹介で入社したA社のB市C区にあった事業所において、勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びA社における申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。申立期間当時は3か月の試用期間があったと記憶している。」と回答している上、同事業所において勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用については分からない。当時、B市C区にあった事業所では、受付と簡単な作業を行うのみであった。」、「申立人に係る記憶は無いが、申立期間当時、社員の入れ替わりが激しかった。当時の厚生年金保険の適用については分からないが、社会保険事務担当者が適正に手続を行っていたと思う。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用についても分からないが、申立期間当時、新入社員は長続きしない者が多かった。」と供述していることから、当時、同事業所ではすべての従業員について一律に厚生年金保険被保険者資格

を取得させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。